

○静岡市静岡県福祉のまちづくり条例施行細則

平成15年4月1日

規則第87号

改正 平成18年3月8日規則第48号

平成20年10月31日規則第135号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県福祉のまちづくり条例（平成7年静岡県条例第47号。以下「県条例」という。）に基づく特定公共的施設の新築等の届出等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(適合証の交付の請求)

第2条 県条例第18条第1項の規定による請求は、適合証交付請求書（様式第1号）に公共的施設の種別に応じて別表に掲げる図書を添えて行うものとする。ただし、次条の特定公共的施設新築等届出書又は第4条の特定公共的施設新築等変更届出書を提出している場合は、当該届出書の副本をもって同表に掲げる図書に代えることができる。

(新築等の届出)

第3条 県条例第20条第1項の規定による届出は、当該特定公共的施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに、特定公共的施設新築等届出書（様式第2号）に特定公共的施設の種別に応じて別表に掲げる図書を添えて行うものとする。ただし、当該特定公共的施設の種別が建築物である場合において、特定公共的施設新築等届出書を建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書（以下「建築確認申請書」という。）と同時に提出し、かつ、県条例第15条第1項本文に規定する措置の内容が当該建築確認申請書の添付図書に明示されているときは、同表に掲げる図書のうち付近見取図、配置図及び各階平面図を省略することができる。

(変更の届出)

第4条 県条例第20条第2項の規定による届出は、特定公共的施設新築等変更届出書（様式第3号）に特定公共的施設の種別に応じて別表に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添えて行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(平18規則48・旧附則・一部改正)

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 2 蒲原町の編入の日（以下この項において「編入日」という。）の前日までに、静岡県福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年静岡県規則第1号）の規定によりなされた手続その他の行為で、編入日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、編入日以後においては、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平18規則48・追加)

(由比町の編入に伴う経過措置)

- 3 由比町の編入の日（以下この項において「編入日」という。）の前日までに、静岡県福祉のまちづくり条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為で、編入日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、編入日以後においては、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平20規則135・追加)

附 則（平成18年3月8日規則第48号）

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成20年10月31日規則第135号）

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

種類	添付図書	明示すべき事項
建築物	公共的施設整備計画表 (建築物)	整備内容及び適合状況
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法
公共交通機関の施設のうち建築物以外の施設	公共的施設整備計画表 (公共交通機関の施設のうち建築物以外の施設)	整備内容及び適合状況

	設)	
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに改札口、乗降場、通路、階段、昇降機、車いす使用者用便房その他の主要部分の位置及び寸法
道路	公共的施設整備計画表 (道路)	整備内容及び適合状況
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、道路の位置及び幅員並びに整備に係る箇所の位置、寸法及び土地の高低
公園等	公共的施設整備計画表 (公園等)	整備内容及び適合状況
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における出入口、園路、駐車場その他の主要施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
建築物以外の路 外駐車場	公共的施設整備計画表 (建築物以外の路外駐 車場)	整備内容及び適合状況
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員

様式第1号(第2条関係)

適 合 証 交 付 請 求 書

年 月 日

(あて先)静岡市長

住 所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)  
請求者 氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)  
電 話

静岡県福祉のまちづくり条例第18条第1項の規定により、適合証の交付を請求します。

1 公共的施設の概要

- (1) 名 称
- (2) 所在地
- (3) 特定公共的施設新築等届出書
  - ア 受付番号 第 号
  - イ 受付年月日 年 月 日
- (4) 種 類 建築物 公共交通機関の施設 道路 公園等 路外駐車場
- (5) 主要用途
- (6) 工事種別
  - ア 建築物 新築 増築 改築 用途の変更  
大規模の修繕 大規模の模様替え
  - イ 建築物以外 新設 その他( )

(7) 規模等

ア 建築物	新築等の部分	既存部分	合 計
公共的施設の用途に 供する部分の床面積	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
公共的施設の用途に供する部分以外の床面積			( m <sup>2</sup> )
合計 (延べ面積)			( m <sup>2</sup> )
共同住宅の戸数			( 戸)
イ 公共交通機関の施設	(1日当たりの平均乗降客数		人)
ウ 道 路		(延長	m)
エ 公園等		(敷地面積	m <sup>2</sup> )
オ 路外駐車場	(駐車のために供する部分の面積		m <sup>2</sup> )

- (8) 工事完了年月日 年 月 日

2 代理者(設計者等)の連絡先

- (1) 資 格
- (2) 氏 名
- (3) 事務所の名称
- (4) 所在地 (〒)
- (5) 電話番号

※受 付 欄	※決 裁 欄	※適合証交付欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

(注)

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 請求者氏名欄には、請求者が署名し、又は記名押印してください。ただし、請求者が法人の場合は、記名押印してください。



様式第3号(第4条関係)

特定公共的施設新築等変更届出書

年 月 日

(あて先)静岡市長

住 所 〔法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地〕  
届出者 氏 名 〔法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕  
電 話

静岡県福祉のまちづくり条例第20条第2項の規定により、先に届け出た特定公共的施設の新築等の内容について次のとおり変更したいので届け出ます。

1 特定公共的施設新築等届出書

- (1) 受付番号 第 号  
(2) 受付年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 代理者(設計者等)の連絡先

- (1) 資 格  
(2) 氏 名  
(3) 事務所の名称  
(4) 所在地 ㊦  
(5) 電話番号

※受 付 欄	※決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(平18規則48・一部改正)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

(平18規則48・一部改正)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

(平18規則48・一部改正)